

き そ ちしき へん 基礎知識編

○サービス等利用計画／障がい児支援利用計画
とうりようけいかく しょう じ し え ん り ようけいかく

○障がい福祉サービス
しょう ふくし

○障がい児福祉サービス
しょう じ ふくし

○地域生活支援事業
ち い き せ い か つ し え ん じ ゃ う

○訪問看護・訪問リハビリテーション
ほうもんか ん ご ほうもん

○個別避難計画
こ べ つ ひ な ん け い か く

○成年後見制度
せいねんこうけんせい ど

○地域生活支援拠点
ち い き せ い か つ し え ん き ょ て ん

○障がいのある方を支える生活支援機関
しょう かた ささ せいかつし えん き かん

【サービス等利用計画／障がい児支援利用計画】

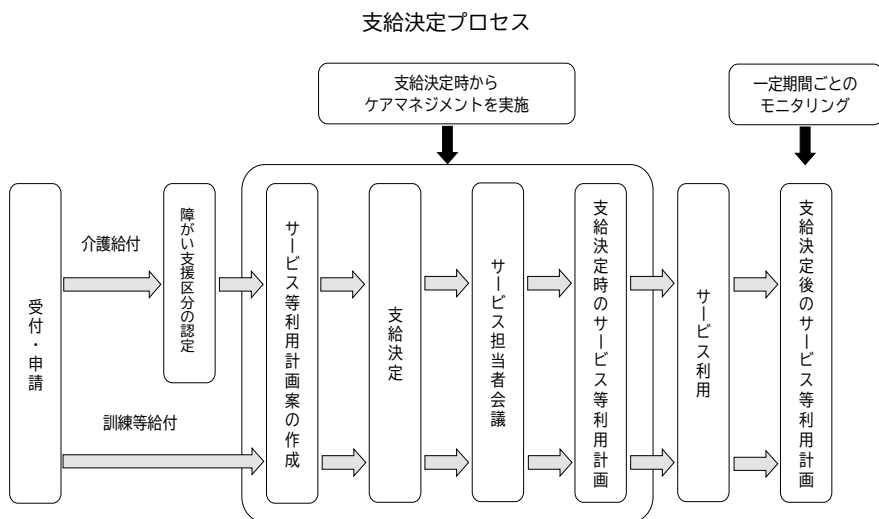
平成 27 年 4 月から、市町村がサービスの支給決定を行う場合に、サービスを利用されるすべての方に対し、サービス等利用計画、障がい児支援利用計画を作成することになりました。

障がい福祉サービスを利用する方はサービス等利用計画を、障がい児通所支援を利用する方は障がい児支援利用計画を作成しますが、サービスの支給決定プロセスは下図のようになります。

サービスの利用希望者は、市町村の窓口に申請し、障がい支援区分の認定を受け、併せて市町村の指定を受けた特定相談支援事業所、または障がい児相談支援事業所の中から希望の事業所を選び、サービス等利用計画、障がい児支援利用計画（以下、「サービス等利用計画等」という。）の作成を依頼します。

サービス等利用計画等は、利用者（または家族）の意向に沿って、ご本人の暮らしに必要な支援（福祉、療育、医療、就労等）や目標などを盛り込んだ生活全体を支えるためのトータルプランとなります。

市町村は、相談支援事業所の相談支援専門員が作成したサービス等利用計画等をもとに必要な障がい福祉サービス等の支給決定を行います。サービス利用開始後は、相談支援専門員が定期的に自宅等を訪問してモニタリング（3 か月毎、6 か月毎等）を行い、障がい福祉サービス等の種類や日数の追加など、支援の変更が必要な場合は、その都度サービス等利用計画等の見直しを行います。



※障がい児については、障がい支援区分の認定はありません。

※訓練等給付は、障がい支援区分の認定はありませんが、共同生活援助の利用申請のうち、一定の場合のみ認定が必要となります。

【障がい福祉サービス】

障害者総合支援法は、大きく分けると全国一律に実施される「自立支援給付」と市町村が地域の実情にや利用者のニーズに応じて必要な事業を実施する「地域生活支援事業」に分かれます。

「自立支援給付」の中には6種類の給付があり、それぞれの内容は以下のようになっています。

○介護給付……各サービスは別表1をご覧ください。

○訓練等給付……各サービスは別表1をご覧ください。

○地域相談支援給付……精神科病院や入所施設等からの「地域移行支援」や「地域定着支援」を行うサービス。

○計画相談支援給付……サービス等利用計画の作成や、その後のモニタリングを行うサービス。

○自立支援医療……精神科の通院や、人工透析、心臓のペースメーカーの埋め込み等の医療費に対して給付を行うサービス。

○補装具……車いすや装具、視覚障害者安全つえ（白杖）、補聴器等の支給及び修理を行う。

（別表1）介護給付・訓練等給付

	サービス名	サービス内容	主な対象者
介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の身体介護、調理や清掃、買い物等の家事援助などを行うサービスです。	区分1以上の方。（これに相当する心身の状態の障がい児）
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする方に、自宅で身体介護や家事援助、外出時の移動介護など総合的に行うサービスです。	区分4以上の重度肢体不自由の方。
	同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行うサービスです。	同行援護アセスメント票の、移動障がいの点数が1点以上であり、かつ移動障がい以外の点数のいずれかが1点以上ある方
	行動援護	知的または、精神障がいにより行動に常に介護が必要な方に、危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排せつ、食事の介護、その他必要な援助を行うサービスです。	区分3以上で、認定調査項目のうち行動関連項目の合計点が10点以上の者（これに相当する心身の状態の障がい児）
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行うサービスです。（生活の場となります。）	・区分6で、ALS等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 ・区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいの方
	生活介護	常に介護を必要とする方に、施設（通所、入所）で入浴、排せつ、食事の介護また、創作活動や生産活動の機会を提供するサービスです。	区分3以上（障がい者支援施設に入所する場合は区分4以上）の方、50歳以上の場合は区分2以上（障がい者支援施設に入所する場合は区分3以上）の方など

	サービス名	サービス内容	主な対象者
介護給付	短期入所	自宅で介護する方が病気などの場合で、短期間の入所を必要とする方に、夜間の介護を含め、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。	区分1以上の方（区分1以上に該当する障がい児）
	重度障がい者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護や生活介護、短期入所などの支援を包括的に提供するサービスです。	区分6の方のうち意思疎通が著しく困難な方で、人工呼吸器による呼吸器管理を行っている身体障がいや最重度の知的障がいの方など
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。	生活介護を受けていて、区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の方または、自立訓練や就労移行支援などを受けており、入所が必要と認められる方など
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	身体障がいの方に理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。	区分の必要はありません。一定の支援が必要な身体障がいの方
	自立訓練（生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいの方に入浴、排せつ、および食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行うサービスです。	区分の必要はありません。一定の支援が必要な知的障がいまたは、精神障がいの方
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な支援を行うサービスです。	区分の必要はありません。就労を希望する65歳未満の方であって、事業所への雇用が可能と見込まれる方
	就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な方に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うサービスです。	区分の必要はありません。企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方（利用開始時65歳未満の方）
	就労継続支援B型	企業等での就労が困難な方に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うサービスです。	区分の必要はありません。企業等の雇用に結びつかない方、など
	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労の継続を図るために企業、自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスです。	区分の必要はありません。就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者

	サービス名	サービス内容	主な対象者
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助を行うサービスです。	身体障がい、知的障がい及び精神障がいの方
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスです。	区別の必要はありません 居宅における自立した生活を営む上での各般の問題に対する支援の見込めない障がい者

【障がい児福祉サービス】

児童福祉法による障がいのある児童を対象としたサービスには、居宅サービスのほかに、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する「通所サービス」や「入所サービス」があります。

(別表2) 障がい児福祉サービス

	サービス名	サービス内容	主な対象者
障がい児通所支援	児童発達支援	障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行うサービスです。	療育が必要とされる障がいのある児童
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して必要な療育を行うサービスです。	
	放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行うサービスです。	
	保育所等訪問支援	障がいのある児童を対象にして、保育所等の施設に支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。	
障がい児入所支援	障がい児入所支援	障がいのある児童を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識や技能を身につけるための支援を行うサービスです。	療育が必要とされる障がいのある児童

【地域生活支援事業】

地域生活支援事業は、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業です。

利用申請は各市町村です。ただし、実施している事業、事業内容及び利用者負担はそれぞれの市町村によって異なりますので、お住いの市町村担当課（係）にお問い合わせください。

	事業名	事業内容
必須事業	理解促進・啓発事業	障がいのある方等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。
	自発的活動支援事業	障がいのある方、その家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。
	相談支援事業	障がいのある方、障がいのある方の保護者及び障がいのある方の介護を行う者などの相談に応じ、情報提供や権利擁護の為に必要な援助を行います。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用への補助を行い、知的障がい者又は精神障がい者の権利擁護を図ります。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度を行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等に、意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。
	日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るための用具の給付等を行います。利用者負担は各市町村で決定します。
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うために必要な技術を習得した者の養成を支援します。
	移動支援事業	社会生活において必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
	地域活動支援センター機能強化事業	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
主な任意事業	訪問入浴サービス	在宅で入浴することが困難な方に、訪問により入浴サービスを提供します。
	生活訓練等	日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
	日中一時支援	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、日頃介護にあたっている家族の一時的な休息を図ります。
	芸術文化活動振興	障がいのある方の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けます。
	点字・声の広報等発行事業	自治体の広報などにおいて、文字による情報の入手が困難な障がいのある方に点訳・音訳等の方法により情報を提供します。
	奉仕員養成研修事業	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修を実施します。

【訪問看護・訪問リハビリテーション】

（訪問看護）

訪問看護は病気や障がいのある方が住み慣れた地域やご家庭でその人らしく生活が送れるように、看護師等が生活の場へ訪問し、必要な医療処置（吸引や経管栄養など）や医療機器（在宅酸素、人工呼吸）の管理、床ずれの予防や処置、服薬管理のお手伝い、在宅でのリハビリテーション（拘縮予防や嚥下機能訓練など）などを行うサービスです。

○対象者・・・主治医が訪問看護を必要と認めた方。

○利用回数・・・週に1～3回まで利用可能。（ただし、特に重い病気、症状で厚生労働大臣が定める疾患等の患者は週4回以上の利用が可能。）
1回の利用時間は30分～90分。

○利用手続き・・・利用には医師の指示書が必要となりますので、主治医または、訪問看護ステーション、相談支援事業所等にご相談ください。

（訪問リハビリテーション）

訪問リハビリテーションは住み慣れた環境で快適に暮らせるように、障がいや病気などのために通院が困難な方の生活の場に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問して、関節の拘縮予防や筋力、体力の維持・向上、日常生活動作（歩行や移乗、食事、トイレ、入浴など）の練習、コミュニケーション方法の助言などを行うサービスです。

○対象者・・・主治医が訪問リハビリテーションを必要と認めた方。

○利用回数・・・週120分まで利用可能。（ただし、退院日から3か月以内の患者は240分までの利用が可能。）

○利用手続き・・・利用には医師の指示書が必要となりますので、主治医または、訪問リハビリステーション、相談支援事業所等にご相談ください。

【個別避難計画】

近年、全国的に自然災害が多発し、高齢者や障がいのある方などに対する避難行動や避難所での支援のあり方が課題となっています。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村にはこれらの方（避難行動要支援者）に対して個別避難計画を作成することが努力義務となりました。

個別避難計画とは、避難行動要支援者に対して支援を行う人や避難する場所、避難するときに必要な配慮等についてあらかじめ記載した計画のことをいい、あらかじめ支援者を行う人や避難先などを決めておくことによって、災害時に迅速かつ適切な避難を行うことが可能になります。

鳥取県西部圏域における個別避難計画については、お住いの市町村担当課（係）にお問い合わせください。

【成年後見制度】

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方について、成年後見人等が本人に代わって日常生活上の契約を行うほか、本人が誤った判断に基づいて行った契約を取り消すことにより、本人を保護し、本人の望む生活を実現することを支援する制度です。

成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度に分かれ、法定後見制度は、本人の判断能力に応じて「後見」「補佐」「補助」の3つの類型に分かれます。成年後見人等は家庭裁判所によって選任され、本人の保護と支援は、代理権・取消権・同意権を行使することにより行われます。

○法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法的に支援する制度です。本人の判断能力に応じて「成年後見」「補佐」「補助」の3つの類型に分かれます。家庭裁判所へ申し立てができるのは、本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長などです。申し立てには費用がかかります。

- ・後見制度・・・精神上の障がい（認知症・知的障がい・精神障がいなど）により、判断能力が欠けているのが通常の状態にある方を保護・支援するための制度です。
- ・補佐制度・・・精神上の障がい（認知症・知的障がい・精神障がいなど）により、判断能力が著しく不十分な方を保護・支援するための制度です。
- ・補助制度・・・軽度の精神上の障がい（認知症・知的障がい・精神障がいなど）により、判断能力の不十分な方を保護・支援するための制度です。

○任意後見制度

本人が十分な判断能力を有するときにあらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。本人と任意後見人となる方との間で委任する事務について任意後見人に代理権を与える内容の契約を締結します。この契約は公証人が作成する公正証書により締結する必要があります。その後本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任の申し立てを行います。

【地域生活支援拠点】

平成25年10月に「障がい者の地域生活の推進に関する議論の整理」を踏まえ、地域における障がい児者の生活支援のために求められる機能を集約した地域生活支援拠点の整備の方向性が定められ、国の基本方針がこれに沿って改正されました。

拠点地域生活支援拠点とは、障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

鳥取県西部9市町村では、それぞれの地域の実情を考慮し、障がい児者の生活を地域全体で支える体制等の構築に取り組んでいます。

（居住支援のための主な機能）

機能	支援内容
相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能
緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障がい有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保、専門な対応ができる人材の養成を行う機能
地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

各市町村の取組内容、相談については、お住いの市町村担当課（係）にお問い合わせください。鳥取県西部9市町村の連絡先等は「障がいのある方を支える生活支援機関」をご覧ください。

【障がいのある方を支える生活支援機関】

★鳥取県西部 9 市町村の一般相談支援事業

市町村	事業所	電話番号	F A X
米子市	障害者生活支援センターすてっぴ	0859-37-2120	0859-37-2121
	障害者生活支援センターまちくら	0859-35-5647	0859-35-5648
	相談支援事業所エポック翼	0859-36-2005	0859-36-2007
	障がい者支援センター和おん	0859-30-4623	0859-30-4624
境港市	障害者支援センターさかいみなと	0859-44-2520	0859-44-2526
	障害者支援事業所エポック翼	0859-36-2005	0859-36-2007
江府町	相談支援事業所江美の郷	0859-72-3210	0859-75-3645
伯耆町	相談支援事業所キラウみらい	0859-68-5181	0859-68-5181
南部町	J O C A サポート	0859-36-8010	0859-36-8010
日野町	相談支援事業所江美の郷	0859-72-3210	0859-75-3645
日南町	相談支援事業所つぼみ	0859-77-3200	0859-77-3200
大山町	障害者生活支援センターすてっぴ	0859-37-2120	0859-37-2121
	相談支援事業所エポック翼	0859-36-2005	0859-36-2007
	大山町社会福祉協議会サポートセンターだいせん	0859-54-2200	0859-54-6028
	障害者生活支援事業所はまなす	0858-58-6161	0858-58-2175
	相談支援事業所リリーフ	0859-57-8318	0859-57-8984
日吉津村	障害者生活支援センターすてっぴ	0859-37-2120	0859-37-2121
	相談支援事業所エポック翼	0859-36-2005	0859-36-2007
	障がい者支援センター和おん	0859-30-4623	0859-30-4624

★鳥取県その他の支援機関

県・支援機関	電話	F A X
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	0857-26-7154	0857-26-8136
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課	0857-26-7865	0857-26-8136
鳥取県西部県民福祉局共生社会推進課	0859-31-9309	0859-34-1393
米子児童相談所	0859-33-1471	0859-23-0621
『エール』発達障がい者支援センター	0858-22-7208	0858-22-7209
鳥取県立精神保健福祉センター	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取県立総合療育センター	0859-38-2163	0859-38-2156
西部後見サポートセンター うえるかむ	0859-21-5092	0859-21-5094

★鳥取県西部 9 市町村福祉担当課

市町村	電話	F A X
米子市障がい者支援課	0859-23-5153	0859-23-5393
境港市福祉課	0859-47-1121	0859-42-5987
江府町福祉事務所	0859-75-3223	0859-75-2389
伯耆町福祉課（福祉事務所）	0859-68-5534	0859-68-3866
南部町福祉事務所	0859-66-5522	0859-66-5523
日野町健康福祉課（福祉事務所）	0859-72-0334	0859-72-1484
日南町福祉事務所	0859-82-0374	0859-82-1027
大山町総合福祉課	0859-54-5231	0859-54-5235
日吉津村福祉保健課	0859-27-5952	0859-27-0903

発行日 令和6年3月31日

発行者 鳥取県西部9市町村

印刷所 米子プリント社

掲載情報の原稿依頼及び集約は、障害者就労支援施設からの優先調達により、支援センタークローバー、米子ワークホーム、ワークショップ・アクティブに委託しました。

みんなの
サービス
ハンドブック
生活支援版